

すなわち、これらの賃金は、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払うことを要しないものである。

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 賞与
- ③ 1カ月を超える期間の出勤成績によって支給される精勤手当（則第8条。以下同じ）
- ④ 1カ月を超える一定期間の継続勤務に対して支給される勤続手当
- ⑤ 1カ月を超える期間にわたる事由によって算定される奨励加給または能率手当

II 非常時払い

第25条 使用者は、労働者が出産、疾病、災害その他命令で定める非常の場合の費用に充てるために請求する場合においては、支払期日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払わなければならない。

解説

1. 使用者が労働者の請求により賃金の非常時払いをしなければならないのは、次の場合である（則第9条）。
 - ① 労働者またはその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、または災害を受けた場合
 - ② 労働者またはその収入によって生計を維持する者が結婚し、または死亡した場合
 - ③ 労働者またはその収入によって生計を維持する者がやむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷する場合
2. 賃金の非常時払いの場合における支払いは、ことの性質上、可及的速やかに行われるべきである。

III 休業手当

第26条 使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者